

第 5 回犯罪被害者等基本計画検討会への事前資料

国立精神・神経センター精神保健研究所

中島聡美

1. 第 11 条関係（相談及び情報の提供等）

(1) 現在既に行われている施策における情報の提供の徹底

犯罪被害者が情報を必要としているにもかかわらず、情報が十分行き届いていない状況が存在する。

平成 9 年に法務総合でなされた犯罪被害者の実態調査（平成 11 年度犯罪白書）によれば、犯罪被害者等給付金支給制度について知らないものは、59.6%、被害者相談室などの援助サービス機関を知らないものが 83.0%であった。対象となった被害者は殺人や傷害致死、号感致死などの被害者・遺族にもかかわらず、自らを援助する制度や機関についての知識さえないものが過半数であった。

警察庁による犯罪被害者実態調査（1998～2000）では、被害者の手引きをもらっていないとするものの割合は年々減少しつつあるものの、平成 12 年において全体でまだ 48.5%存在しており、手引きが作成されていても必ずしも被害者の手にわたっていない現状が存在している（図 1）

図 1 「被害者の手引」の配布状況

		合計	もらった	もらって いない	覚えてい ない	無回答
		N	%	%	%	N
全体	合計	389	17.7	55.3	27.0	11
	平成10年	103	14.6	60.2	25.2	2
	平成11年	117	15.4	56.4	28.2	4
	平成12年	130	23.1	48.5	28.5	2
	無回答	39	15.4	61.5	23.1	3
被害者遺族	合計	202	24.3	48.0	27.7	11
	平成10年	52	19.2	50.0	30.8	2
	平成11年	66	21.2	50.0	28.8	4
	平成12年	72	30.6	44.4	25.0	2
	無回答	12	25.0	50.0	25.0	3
身体犯被害者 (1ヶ月～)	合計	66	6.1	78.8	15.2	0
	平成10年	15	6.7	80.0	13.3	0
	平成11年	18	0.0	88.9	11.1	0
	平成12年	23	8.7	65.2	26.1	0
	無回答	10	10.0	90.0	0.0	0
性犯罪被害者	合計	121	13.2	54.5	32.2	0
	平成10年	36	11.1	66.7	22.2	0
	平成11年	33	12.1	51.5	36.4	0
	平成12年	35	17.1	45.7	37.1	0
	無回答	17	11.8	52.9	35.3	0

※ 横列における「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等である。

※ 縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

注) 「もらっていない」との回答には、他の家族等回答者以外の者が手引きを受け取ったケースも含まれていると考えられる。

また、同報告書では情報提供の要望についても調査している（図 2）が、警察に限らず葬儀社以外のすべての項目において情報提供を望むものが 50%を超えていた。また、情報の内容

については加害者情報、公判に関する情報等、刑事司法関連情報への希望や、支援団体の紹介、弁護士の窓口、損害賠償等に関する請求などのほか、回復の方法など多岐にわたっている。

(2) 被害者の利用しやすい総合的窓口の設置

被害者の現状として、自分に必要な情報を自分自身があちこちの窓口にお問い合わせで聞かなければならない現状がある。詳細なものは無理としても、ある程度のまとまった情報はひとつの窓口で得られることは被害者の負担を軽減するであろうと思われる。このような窓口をどこに設置するかということであるが、被害者が利用しやすいと思われる場所において設置されることが望ましい。交通事故被害者実態調査報告書（交通事故被害実態調査委員会）によれば、被害者が事故後に相談に行った機関として多いものは、市役所などの交通事故相談所、弁護士、警察の交通事故相談所、日弁連交通事故相談センターなどがあげられていた。やはり、「交通事故相談窓口」として設置されているところを被害者が訪れていることがわかる。したがって、下記のような場所に被害者相談窓口を設置する、あるいは相談機能を充実させることが必要である。

関連省庁（法務省、厚生労働省等）において、被害者支援部門を設置し、被害者支援の充実を図るとともに、被害者の省庁レベルにおける問い合わせを可能にする。

* これについては、警察庁において被害者対策室が設置されたことが警察の犯罪被害者対策を著しく推進させたことと、施策レベルの被害者の訴えや都道府県レベルにおいて解決できない問題をとりあげてもらうためである。

地方自治体（県、市町村）において被害者関連情報のパンフレット等を配置するとともに、被害者相談窓口を設置する

* 特に市町村は一般住民が使いやすい窓口である。

医療機関において被害者関連情報のパンフレットをおくとともに、医療スタッフが被害者に対して、支援機関についての情報を提供する。医療機関に設置された医療相談室においては、被害者への情報提供ができるように、スタッフが研修を受けることが重要である。

各都道府県の精神保健福祉センター、保健所、市町村の保健センターにおいて被害者関連パンフレットを置き、情報提供を行う。特に、精神保健福祉センターにおいては被害者相談窓口を設置し、被害者の精神的回復に対する助言や相談を行うことが望ましい。

裁判所において被害者支援窓口を設置し、公判手続き、被害者保護等の情報提供を行う。

既にある都道府県警察本部、各警察署、検察庁において被害者相談窓口の充実を図る。特に検察庁においては、「被害者相談室」という形で、部屋の確保、人員の増員を図ることが必要である。

* 資料1 欧米においては検察における被害者支援プログラムが非常に充実している。アメリカ合衆国におけるアリゾナ州、Pima County Attorney's Office のVictim Witness Program の Web を示した

民間被害者支援団体の情報提供機能の充実と上記関連機関との積極的な連携

* 民間被害者支援団体の機能の充実については、第 22 条関連で言及する

図 2 情報提供を望む項目(全体)

	合計	全く望まない	あまり望まない	どちらともいえない	少し望む	非常に望む	望まない	望む	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
犯人が検挙されたかどうか	768	1.4	2.1	3.8	10.4	82.3	3.5	92.7	84
犯人の氏名、年齢、住所	741	3.4	4.0	11.5	16.2	64.9	7.4	81.1	111
捜査の進み具合	736	1.9	2.6	6.9	20.5	68.1	4.5	88.6	116
犯罪被害給付制度について	714	5.2	2.5	17.1	17.9	57.3	7.7	75.2	138
裁判の日時、場所や進み具合	710	5.9	4.2	15.6	17.2	57.0	10.1	74.2	142
加害者が、刑務所等から出所したかどうか	724	6.9	5.5	10.9	13.4	63.3	12.4	76.7	128
加害者が刑務所等から出所した後の住居地	717	10.6	9.3	15.9	12.4	51.7	19.9	64.1	135
判決の内容	710	5.8	3.7	9.0	14.1	67.5	9.5	81.6	142
捜査や裁判の手順	707	6.9	6.2	17.3	18.7	50.9	13.1	69.6	145
裁判の傍聴の仕方	697	7.6	9.6	24.4	16.9	41.5	17.2	58.4	155
援助を受けることができる組織、団体等の紹介	707	7.8	6.4	22.2	20.4	43.3	14.2	63.7	145
弁護士を選任方法や弁護士会の相談窓口	703	8.5	5.5	18.8	21.3	45.8	14.0	67.1	149
被害回復の方法	691	6.7	4.9	21.3	20.5	46.6	11.6	67.1	161
保険金の受け取り申請の手続	686	9.8	7.4	25.2	20.7	36.9	17.2	57.6	166
職場に関する情報	665	23.0	9.5	37.7	11.4	18.3	32.5	29.7	187

上記のデータから、被害者が刑事司法手続きや加害者についての情報のみならず、支援や回復等幅広い情報を欲しているが、現状においてはまだ多くの被害者に情報が十分提供されておらず今後、警察の手引きをはじめ現在すでに存在しているパンフレット等が確実に被害者の手に渡ることが必要である。

2. 調査研究の推進等

被害者へ適切な支援を行うためには、被害者の実態調査とその支援に関する研究が不可欠である。

(1) 継続的かつ全体を把握できる調査の施行

現在まで日本における犯罪被害者の大規模な調査として主なものを、以下にあげた。

犯罪被害者実態調査研究会による犯罪被害者実態調査（警察庁経由による、1993、2002）

法務総合研究所による犯罪被害者調査（有罪判決のあった裁判における被害者を対象、1997）

法務総合研究所による国際犯罪被害者実態調査（一般住民対象、2000）

交通事故被害実態調査研究委員会による交通事故被害者実態調査（茨城県および埼玉県の重症交通事故被害者および、遺族、1999）

内閣府による男女間における暴力に関する調査（一般住民対象、2000）

内閣府による配偶者等からの暴力に関する調査（一般住民対象、2003）

これらの調査は、横断調査が中心であり、警察庁、内閣府においては、2 回おこなわれているものの、計画的に継時的になされているものではない。また、調査主体によって調査項目の主眼が異なり、また対象も限定されてしまう。今まで行われてこなかったものとしては、性暴力被害者で届出していない被害者の実態（国際犯罪被害者実態調査では強姦事例は 0 であり、実態は把握できなかった）、被害後の精神疾患の有病率や身体的後遺症の実態、高次脳機能障害等の被害者・家族の実態、経済的損失の詳細などがあげられる。これらの

実態調査は、有効な被害者支援を行う上で不可欠のものであると考えられる。

(2) 被害者支援に関する研究の推進

精神保健分野や刑法学、被害者学などにおいて、今まで被害者支援のあり方や治療等について研究がなされてきたが、これらの研究は個々の研究者によってなされ、研究の内容や実施については、個人にゆだねられてきたため、その成果を被害者や行政的施策へ有効に生かして行くことは難しい状況にあった。支援の実施に生かす研究を行うためには、被害者について研究を行う機関や被害者研究への助成などが必要である。

(1) (2)の課題を遂行するために以下の提言を行う

包括的な犯罪被害者研究を各省庁（警察庁、法務省、厚生労働省等）連携のもと継続的に行う。

資料 2:アメリカ合衆国にはいくつかの国家規模の研究が継続的になされている。それらを一覧表にした。

上記調査を行うための被害者研究機関あるいは部門を設立する。被害者調査のみならず、支援にむけての研究を“mission”として行う部門が必要である。

- * 各省庁が持っている研究機関において被害者研究部門を設置することが必要である。例えば、科学警察研究所、法務総合研究所、国立精神・神経センター等である。
- * 精神的回復についての需要が高いことから第 3 回会議において要請した「National Trauma Center」の設立について前向きな検討を要請するものである。参考としてアメリカにおける National Center for PTSD の概要について資料を添付した（参考資料 3）。このセンターは研究、調査、教育、コンサルテーションを総合的に行うものである。退役軍人局によって設立されているが、災害や女性や子どもの暴力など PTSD 等のトラウマに関して総合的事業を行っている。この機関は、退役軍人が「国」の事業として求めたものである。被害者にとって「国」の事業として行われることは、犯罪被害によって失われた社会への安心感、国への信頼感を回復する上で極めて重要である。

被害者支援関連の研究に対する助成の推進

被害者支援に関して現在行われている研究事業（科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）において、犯罪被害者や災害のトラウマに関する研究を 1 つの助成テーマとしてとりあげ、積極的な研究の推進を図るほか、犯罪被害者救援基金等において研究事業を行うなど、国レベルで研究を推進していく取り組みが必要である。

* 参考までに National Center for PTSD において 2004 年研究年度において研究者が取得した助成金の内訳をしめした(Annual Report 2004 より)。2004 年度のみで 220 万ドルを超える研究が実施されている。

National Center for PTSD Research Funding

	FY 2004 Research Funding	Total Research Funding	Number of Grants	Number of Submitted Grants
Executive Division	\$3,662,368	\$13,123,190	10	3
Behavioral Science Division	\$3,593,147	\$17,397,396	19	4
Clinical Neurosciences Division	\$11,652,220	\$63,698,633	48	3
Northeast Program Evaluation Division	\$1,613,311	\$4,868,337	2	0
Women's Health Sciences Division	\$1,666,550	\$7,429,324	11	0
Education Division	\$785,470	\$2,458,481	5	2
Pacific Islands Division	\$102,000	\$1,421,501	3	1
Total*	\$23,075,066	\$110,396,862	94*	13

* Total does not match rows because some grants had Co-Principal Investigators from more than one site.

3. 第 22 条関係 民間の団体に対する援助

現在、全国犯罪被害者支援ネットワーク加盟団体（35 都道府県、37 団体）をはじめ、DV 被害者支援団体、児童虐待防止センター、被害者自身による自助グループをはじめ多くの被害者支援団体が存在しているが、これらの団体は、資金の不足、人員の確保及と研修、関連機関との連携等について共通の問題を抱えているものと思われる。中島が設立からかわり、現在も参与として関わっているいばらき被害者支援センターの活動と現状、問題点を示すことで、民間被害者支援団体への援助について提言を行うものである。

(1) 被害者支援団体に対する助成の必要性

資料 4 としていばらき被害者支援センターの活動と平成 16 年度収支を示した。いばらき被害者支援センターは 1995 年に設立され、平成 14 年には「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されるなど積極的な支援活動を行っている。年間の相談件数は面接や直接支援を含む約 1000 件である。現在スタッフは、33 名のボランティア、8 名の犯罪被害者相談員、3 名の常勤スタッフである。収支計算書にあるように、収入は会費、寄付金、補助金でまかなわれており、補助金の割合が 76% である。また、支出の費用としては活動費、人件費、管理費といったものに費やされている。このセンターでは事務所について支援されているため、家賃等が発生していないため、収支がとれているが、家賃等が発生した場合には赤字をよぎなくされる。また、収入の余裕がないため、常勤に対して 800 円の時給で月平均 6 万円を支払うのが精一杯である。弁護士、大学教員、臨床心理士、精神科医などは常時の相談業務については無償のボランティアとして行っていた。

被害者等基本法の策定によって被害者の相談が増加しても、実際に被害者へ付き添うような活動は民間の被害者支援団体でないと困難である。被害直後からの支援や 24 時間ホットライン等の被害者のニーズにこたえる活動を行うためには、支援団体の財政基盤、事務

所運営、相談員のマネージメントがきちんに行われていなければ不可能である。よい支援を行うために、被害者支援団体が必要としていることとして以下の要望が支援者よりあげられた。

- ・犯罪がなくならない限り被害者を支援する民間団体は、絶対に必要なものである。10年の経験から実感している。
 - ・犯罪被害の相談や直接的支援は、特殊性があり支援員の質やレベルの高さが問われる。そのために研修養成を充実させる必要がある。
 - ・よい支援をするためには、事務局体制の確立が重要であり、事務局長、支援を調整する支援室長、経理担当者などの存在は不可欠である。しかし、現実の財政状況は厳しく、人件費を計上することが困難である。賛助会費等の確保も困難であり、支援をしながら会員拡大をしているが、それは辛い毎日である。
 - ・犯罪被害者等早期援助団体として支援を行うには、支援の依頼が入ったらすぐに活動に入れる犯罪被害相談員の存在が不可欠である。犯罪被害相談員としての要件を満たすには、1日4時間以上、週3日以上、3年以上という経験が必要であり、そのためには、ある程度の人件費が、必要である。
 - ・直接的支援は、外に出向くためその経費は予想以上にかかっている。
- 以上のような理由から事務局をきちんと機能させるための最低の財源を確保できるように要望する。具体的には、常勤支援員（事務局長を含む）3名分の人件費を確保したい。交通費を含め年間約350万円。

アメリカではVOCA（連邦犯罪被害者法：Victims of Crime Act.）によって一定の要件を満たした犯罪被害者支援団体に対して、補助金が支払われており、日本においてもこのような制度が導入されることが必要である。

(2) 被害者支援団体を支援するセンターの必要性

個々の被害者支援団体が被害者に適切な支援を行うためには、これらの被害者支援団体をバックアップする団体が重要である。具体的には、被害者に関連する最新の情報の提供、支援者の研修、助成金の配分、評価などがあげられる。アメリカ合衆国においては国の機関としてOVC（Office for Victims of Crime）、民間の支援団体の全国組織としてNOVA（National Organization for Victim Assistance）やNCVC（National Center for Victims of Crime）、自助グループとしてMADD（Mothers Against Drunk Driving）などの大きな全国組織が存在しており、個々の被害者支援団体にとって重要な存在である。

国レベルにおいて被害者支援団体を支援する部門を設立する（例：内閣府の犯罪被害者支援推進室を発展させ、OVCのような機能をもたせる）

現在ある日本の被害者支援団体をまとめる機関（全国被害者支援ネットワーク等）がそのような機能をもてるように助成をおこなう。

(3) 性暴力被害者支援センター（Rape Crisis Center）の設立

特定の犯罪に特化したものとして、配偶者間暴力相談センターや児童相談所があるが、日本においては24時間で警察や検察と連携した性暴力被害者支援センターは民間でごくわず

か存在するにすぎない(レイコ)。しかし、性暴力被害者にとって、24時間相談でき、情報提供、カウンセリング、情報提供、警察の事情聴取から証拠採取まで行うセンターの存在は非常に心強いものになると思われる。日本において、行政のモデル事業として性暴力被害者支援センター設立を行うことを希望するものである。資料5として、アメリカ合衆国フロリダ州の Rape crisis Center の概要を添付した。

* 日本においては、現在存在する女性センターの機能を拡張して、性暴力被害者相談と、保護、支援を行うことなどが1つの方法として考えられる

資料 1 <http://www.pcao.pima.gov/vicwit.htm>

資料 2 別紙

資料 3

The National Center for Post-Traumatic Stress Disorder

「歴史」

国立 PTSD センターは 1989 年に退役軍人局により設立され、軍事に関連した PTSD をもつ退役軍人への必要性を取り扱う議員委任を受けている。この委任のもとで、新しい政府機関は PTSD に関して、リソースとなるセンターとして運営され、退役軍人局、その他の連邦政府、それ以外の団体が実施する研究やトレーニングに関するすべての情報のやり取りを進めたり、調整している。

国立センターは福祉や地位を改善することや、アメリカ社会で生活する退役軍人を理解することが目的となって設立された。その後、このような独自の任務を提供した退役軍人局が存在しなかったため、当センターでは、米国の中で 7 つの退役軍人局センターを協同組織として設立した。

「任務」

国立 PTSD センターの任務は、科学・診断・PTSD やストレスに関連した障害の治療のトレーニングを実施することにより、アメリカの退役軍人の臨床ケア、及び社会福祉を改善することである。当センターにより推進されている研究、教育、コンサルテーションが、PTSD をもつ退役軍人の臨床的治療のよい効果をもたらした。またこのようなセンターの試みが文献に掲載された。その結果、センターでは、退役軍人だけでなく、大規模な社会における PTSD の臨床的治療や理解がさらに発展した。その他、センターでは、退役軍人やその家族、政治の政策決定機関、科学者、研究者、医師、精神科医、ジャーナリスト、一般人を含む様々な組織や支援団体と連携している。

「活動領域」

研究

当センターは、世界の中で PTSD 研究計画の第一線となる機関の 1 つとして設立された。研究の公開では、方法論的発展、新しい評価戦略の発展、共同事業体の計画、革新的で連携に基づく研究の発展に取り組んでいるため、トラウマや後遺症に関する研究の基本方針の設立に役立つ。さらに、センターの研究計画では、教育とコンサルテーション活動が連携することもある。

教育

退役軍人と一般市民に対して PTSD のケアの質と費用効果を高めることが第一の目的である。つまり情報を取り入れ、PTSD の分野で活躍するトップレベルの科学者らのコミュニケーションを調整し、こうした情報を退役軍人局の内外にいる臨床家や政策決定機関に提供をしている。このような情報については、刊行誌、プレゼンテーション、トレーニング・プログラム、テレビ会議、衛生放送、センターの電子書誌のデータベース、ウェブサイトからアクセスできる。

コンサルテーション

PTSD の重症度や高い有病率により注目されるようになったことから、当センターでは、退役軍人局、その他の政府機関、部門の指導者、政治の政策決定機関、プログラム調整官が、専門性を追求している。最近では、単に退役軍人の関係者に対してではなく、様々なトラ

ウマのタイプをもつ生存者に対する大きな公衆衛生問題として認識されるようになったので、多くの大学関係や非政府機関によりコンサルテーションが実施されるようになった。PTSD は世界共通の問題であるため、国連やその他、様々な国の政府によりセンターのコンサルテーションが実施されている。このうち、いくつかの政府はその他の国で同じようなセンターを設立するために、援助を求めている。

退役業務部門

- ・ **管理部門 (Executive Division) ; White River Junction, Vermont**

センターの全体の事業を担っており、世界の中で、最も大きな PTSD に関する所蔵品がある資源センターである。またウェブサイトも管理している。

管理部門では、戦略的計画を実行し、国立 PTSD センターの全体の事業を担い、退役軍人局のプログラム、退役軍人局以外のプログラム、および組織の橋渡しを行う。我々の活動内容は、PTSD の分野の中で最も重要な最近の雑誌をレビューした会報 - PTSD Research Quarterly - に掲載される。

PTSD 資源センターでは、PILOT database、雑誌の電子索引、本の見出し、政府報告、その他 PTSD に関する出版物、トラウマの出来事への暴露に関連したメンタルヘルスの状態について取り組む。また、生産やウェブサイトの管理も行う。

- ・ **行動科学部門 (Behavioral Science) ; Boston, Massachusetts**

評価、心理療法、心理生理学、情報処理が専門である。

当部門では、PTSD について科学的に妥当な測定方法の開発に取り組んでおり、近年の研究では、心理的、および心理生理的手段の両方を扱っている。さらに我々スタッフは、認知情報処理、家族・社会的な支援要因・性別の問題に関連づけて、PTSD の基本的メカニズムの研究を行う。当部の第3の主要な研究テーマは、行動治療過程と予後の研究である。研究と臨床技能を重視した訓練を行っている。

- ・ **女性の健康科学部門 (Women's Health Science) ; Boston, Massachusetts**

身体的な健康、性的暴行、湾岸戦争の退役軍人などの女性の退役軍人問題を扱う。

当部門では、女性の退役軍人の軍事支援に対する心理的効果の研究を先駆的に取り組んでおり、心理学的な評価技術の開発、女性の退役軍人および「砂漠の嵐作戦」の帰還民の大規模な調査を率先的に行っている。当部の関心のある研究テーマは、女性の健康と医学的問題に対する性的暴力および PTSD の影響である。また治療およびトレーニングにも重点を置く。

- ・ **臨床神経科学部門 (Clinical Neurosciences) ; West Haven, Connecticut**

薬理学、神経生物学、脳画像、遺伝疫学が専門である。

当部門では重度のストレスが及ぼす脳機能への影響に関する研究や、トラウマの被害者への新しい治療法を開発を行う。神経薬理学、神経内分泌学、脳画像、臨床的心理生理学、遺伝および家族研究を専門とした4つのセクションから構成される。この研究室での基礎および臨床研究は国際的に有名な科学者によって行われる。さらに、研究者を養成するためのトレーニングにも重点を置く。

- ・ **評価部門 (Evaluation) ; West Haven, Connecticut**

PTSD の臨床的プログラムの評価を提供する。

国立 PTSD センターからは資金が提供されないが、当部門ではすべての部門とプログラムで連携を図る。主に国内にあるすべての退役軍人局の病院をベースにして、PTSD のプログラム評価および監視を行う。

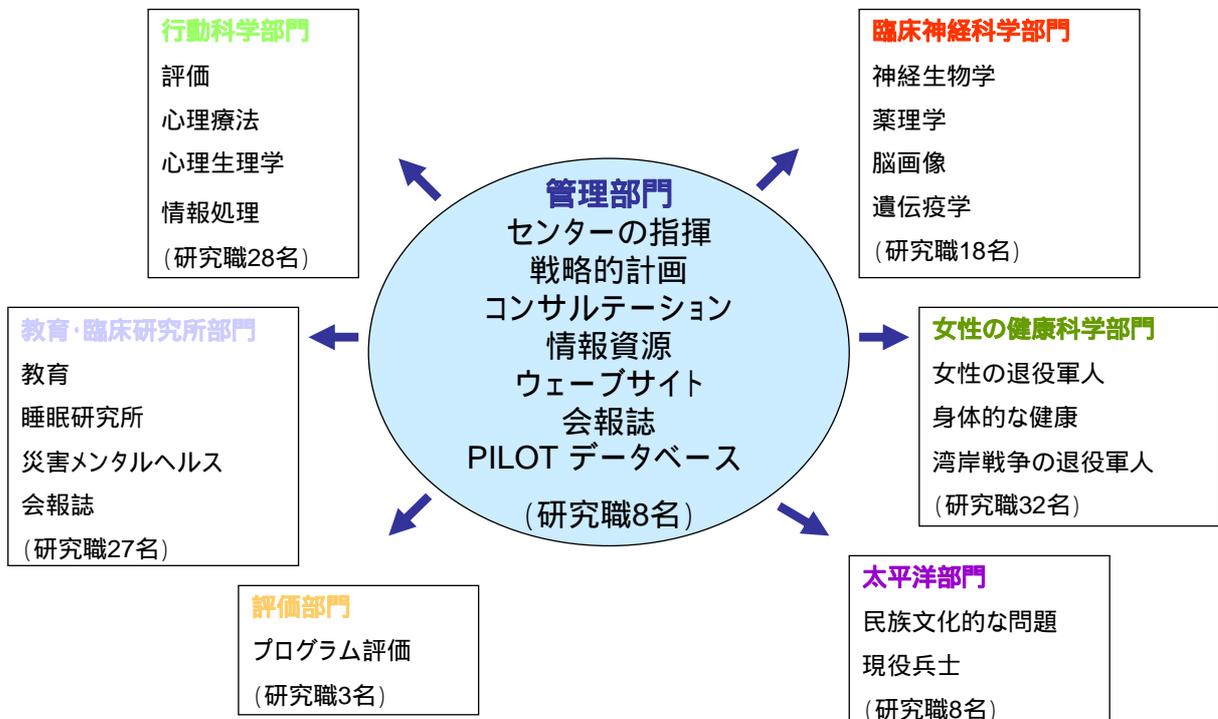
- **教育・臨床研究所部門 (Education and Clinical Laboratory) ; Menlo Park, California**
教育、診断、治療を専門であり、睡眠研究所がある。

教育部門では、50 床の PTSD 入院患者と女性プログラムを中心に扱う。女性プログラムの主なテーマは、入院患者の研究の手続き、睡眠研究、異文化調査である。教育活動では、様々なマルチメディアの教育教材、書式、オーディオテープ、マニュアル、出版物、テレビ会議、現場のトレーニング・カリキュラム、Clinical Quarterly の出版物の開発に取り組む。週に一度の割合で開かれる 35 時間の臨床トレーニング・プログラムでは、臨床家に PTSD の教育を実施する。

- **太平洋部門 (Pacific Islands) ; Honolulu, Hawaii**
民族文化的な問題と現役兵士が専門である。

当部門では、PTSD の発生、評価、治療に影響する民族文化的な要因の研究、教育、トレーニングを重点的に行い、その主な対象は太平洋およびアジア系アメリカ人などの少数民族である。また、大学、国防総省、研究グループ、その他 PTSD およびその関連疾患関係の組織との連携を強く求めている。

NATIONAL CENTER FOR PTSD : 組織



「民間団体における被害者支援について」

1. いばらき被害者支援センターにおける被害者支援

(1) センター設立から現在までの経緯

平成7年、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件などを契機に被害者支援への関心が徐々に高まってはきたが、諸外国に比べて日本では被害者に対する支援システムがまだまだ遅れていた。そのような背景の中で、「水戸被害者援助センター」が非営利の民間ボランティア団体として設立された。

「水戸被害者援助センター」は当初より危機介入などの直接的支援を含んだ総合的な被害者支援を目指していたが、まず、できるところからと電話相談（水・木曜日の週2回）を開始した。

また、支援活動に携わる者を養成するための「被害者援助ボランティア養成講座」を開講し、支援活動員の確保に努めてきた。当センターは、法律の専門家、精神科医師、臨床心理士、弁護士などの講師陣に恵まれ、充実した内容の養成を行っている。現在8期生が初級編を学んでいるところである。

平成10年には、約2年間の研修を経た後、直接的支援の第1歩として「法廷付き添いサービス」を開始した。平成11年には、電話相談開設日を増やして週3日（火・水・木曜日）とし、翌12年からは、面接相談も実施するようになり、支援活動の充実を図ってきた。

しかし、より多くの被害者のニーズに応えるためには、今まで以上の直接的支援活動が不可欠であり、「犯罪被害者等早期援助団体」としての指定を受けることが大きな課題となった。まず始めに法人化が必要となり、平成13年11月に「水戸被害者援助センター」を発展的に解散し、社団法人「いばらき被害者支援センター」を設立した。平成14年9月からは、週5日体制とし、さらに同年12月9日に茨城県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたことにより今まで以上の支援活動を展開している。

(2) センターが行っている事業

支援事業

【電話相談】

- ・ 開設曜日 月～金曜日 午前10時～午後4時
- ・ 主な業務 犯罪被害相談、情報提供、他機関の紹介など

【面接相談】

- ・ 電話相談の中から、必要に応じて面接相談を実施している。

- ・ 原則として長期のカウンセリングは行わない。
- 【法廷付き添い活動サービス】
- ・ 最初は水戸地方裁判所と限定していたが、県内の水戸地方裁判所支部で行われる裁判にも枠を広げて行っている。県南、県西に出向くことが多い。
 - ・ 原則として、電話相談の中からの依頼者と、茨城県警犯罪被害者対策室より紹介された依頼者に付き添う。
 - ・ 当初は、刑事裁判の傍聴に限定していたが、訴訟法の改正に伴い、平成13年度より証人として法廷で証言する場合にも行うようになった。

【直接的支援活動】

- ・ 被害者の同意を得た警察提供情報を受けてから、被害者に連絡をとって希望する支援活動を行う。警察提供情報以外の直接的支援活動も行っている。原則として茨城県内居住者を対象としている。
- ・ 犯罪被害相談員と直接支援員が2人1組となって支援をする。

主な支援

警察署、検察庁、裁判所への付き添い	病院の手配と付き添い
安全の確認と確保	日常生活の支援
情報の提供	物品の供与・貸与
マスコミへの対応	カウンセリングなど

【犯罪被害者等給付金申請補助活動】

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づき犯罪被害者等給付金の支給を受けるために行う裁定の申請補助活動をする。

支援員の養成事業

【支援活動員の養成】

犯罪・事故・災害等の被害に遭われた方とその家族に対する総合的な支援活動を行うボランティアを養成する。被害者支援に関する基礎知識を学ぶ初級編から始まり、中級編、上級編へと進み、合計100時間の講義と実地訓練のすべてを修了し、審査に合格した者が、支援活動員として認定される。支援活動員となった者は、犯罪被害者直接支援員となることができる。

【支援を担当する者】

公安委員会規則に定める以下の者が支援活動を担当する。

- ・ 犯罪被害相談員
- ・ 犯罪被害者直接支援員
- ・ 給付金申請補助員
- ・ 援助事業に従事する職員

その他の事業

- ・ 講演会・シンポジウム等の開催
- ・ 講師派遣
- ・ 広報啓発活動
- ・ 調査・研究

他機関との連携

平成9年12月設立の「茨城県被害者支援連絡協議会」や平成10年5月設立の「全国被害者支援ネットワーク」など他の支援機関・団体との連携を図りながら、警察庁、茨城県警察本部と協力関係を緊密にして援助活動を進めている。

(3) センターにおける直接的支援の実際

支援に至るきっかけ

- ・センターへの電話から
- ・警察官からの教示
- ・その他
- ・警察のパンフレットから
- ・警察提供情報として

被害からあまり時間が経っていない場合は、被害者や遺族はどんな支援が必要か判断できない場合が多い。事件直後に対応する警察官のフォローアップなどきめ細かな対応が求められる。

主な支援内容

- ・傍聴席の確保
- ・裁判傍聴の付き添い
- ・証人出廷の付き添い
- ・意見陳述のための資料提供や付き添い
- ・検察庁への付き添い
- ・損害賠償等の法律相談
- ・経済的困窮の相談
- ・カウンセリング
- ・子どもの世話等の日常生活支援など

平成16年度事業報告

1 重点目標について

「犯罪被害者等早期援助団体」としての支援活動の充実を図る。

直接的支援を中心に全体に支援件数が増え、充実した支援活動を行うことができた。特に「犯罪被害者等早期援助団体」として警察提供情報による法廷付き添い関連の直接的支援が大幅に増加し、この重点目標は、達成できたといえる。

2 支援状況について

(1) 電話相談

総電話件数は、942件と、15年度の764件に比べ大きく増加している。

15年度同様、架空請求などの「消費者被害」の相談が多かった。後半、下火になってきたものの次々と新手の被害が後を絶たないのは、社会の傾向と同じである。

件数が大きく増加しているのが、「性的被害」である。特に、強姦や強制わいせつなどの悪質なものが多く、身体的被害や精神的被害に加え、回復の困難さから経済的な問題を抱えるケースも少なくない。

また、殺人や傷害の件数も増えており、法廷付き添いや面接、直接的支援と平行して行う支援が多かった。

(2) 面接相談

被害にあってどうしてよいか分からないという被害者の方と会って、どのような支援が必要かを共に考えていく面接が多かった。その方の被害の軽減や回復のためには有効な面接であり、法律相談や直接的支援に移行したり、他の専門機関と連携した支援をしたりと多面的な支援を行うケースがほとんどであった。

(3) 直接的支援

警察提供情報による法廷付き添い関連の支援が多く、傍聴席の確保、傍聴付き添いや代理傍聴、証人として出廷する際の付き添い(遮蔽やビデオリンクも含む)、検察庁への付き添い、意見陳述の資料を提供するなどの支援を行った。15年度に比べ困難なケースも少なくなき、その都度支援員の体制を整えてでき得る限りの支援を行った。

(4) 自助グループ

内閣府による交通事故被害者支援事業の一環として15年度に立ち上げた自助グループ(よつばの

平成16年度支援件数等

		16年度	15年度
電話相談件数	相談内容		
	殺人・傷害致死	65	39
	交通事故死	54	48
	暴行・傷害	75	56
	金銭・土地・家屋問題	55	43
	消費者被害	224	187
	性的被害	139	63
	健康被害	13	11
	日常の平穏を脅かす被害	31	12
	ストーカー被害等		
	人間関係問題	11	11
	家庭内暴力(DV・虐待等)	23	18
	交通事故(死亡事故以外)	75	73
	その他	139	135
	相談件数合計	904	696
	問い合わせ等件数	38	68
	総電話件数	942	764
面接相談件数	20	42	
直接的支援件数	50	15	

クローバーの会)を継続している。交通事故遺族を対象に月1回、年間12回開催した。

10月3日に東京で行われた「犯罪被害者支援の日」中央大会にも2名が支援員とともに参加した。

同じような経験を持つもの同士が、それぞれの思いを語り合うことによって本来の力を取り戻していくために、自助グループの活動は大切なものである。参加者の気持ちを大切にしながら今後も継続していくこととする。

3 会務運営

(1) 総会

第1回通常総会(平成16年6月5日)

臨時総会(平成16年8月26日)

第2回通常総会(平成17年3月11日)

(2) 理事会

第10回理事会(平成16年5月22日)

第11回理事会(平成16年8月26日)

第12回理事会(平成16年11月10日)

第13回理事会(平成17年3月2日)

(3) 事務局会議

月1回、年間12回開催。

(4) 支援活動委員会

支援業務を充実させるために犯罪被害相談員候補者を期限付き職員として採用した。

電話相談を受けやすい環境にするために電話設備を整備した。

面接室として1室を増設し、面接をしやすい環境を整備した。

「犯罪被害者等早期援助団体」としての直接的支援活動を充実させた。

交通事故遺族を対象とした自助グループの支援を行った。

支援活動員研修会を開催した。(8月と12月を除いて月1回)

ゲストスピーカー 「精神保健福祉センターについて」米納信治先生(7/14)

直接的支援のためのリーフレット「わたしたちがあなたを支援します(直接的支援)」を作成した。

被害者の方のための法廷傍聴用冊子「法廷傍聴のために」を作成した。

犯罪被害相談員の増員を目指し、候補者を職員として採用した。

(5) 研修委員会

「第7期被害者支援活動員養成講座 上級編」を開講した。

上級編カリキュラム(2.5時間×20回)

- | | | | |
|----|-------|------------------------|-----------|
| 1. | 5月20日 | オリエンテーション・センターの活動目的と内容 | |
| 2. | 5月27日 | アクティブリスニングの実際 | ロールプレイ(1) |
| 3. | 6月3日 | アクティブリスニングの実際 | ロールプレイ(2) |

4.	6月17日	DV被害者への支援(ゲストスピーカー らいず代表 三富和代氏)
5.	7月22日	法廷付添いサービス
6.	8月3日	法廷付添いサービス ロールプレイ
7.	9月30日	電話相談(受付として概略を聞く)ロールプレイ(1)
8.	10月7日	電話相談(受付として概略を聞く)ロールプレイ(2)
9.	10月12日	福祉全般について(ゲストスピーカー 常磐大学教授 藤田雅子氏)
10.	10月28日	福祉制度について(ゲストスピーカー 県社会福祉協議会 千ヶ崎隆信氏)
11.	11月11日	犯罪被害給付金制度について
12.	11月26日	警察の犯罪被害者対策について (ゲストスピーカー 県警察本部犯罪被害対策室 岡崎美智子警部)
13.	12月2日	災害の被害者について
14.	12月16日	電話相談(相談員として)ロールプレイ(1)
15.	1月13日	自助グループについて
16.	1月19日	直接的支援について(ゲストスピーカー 被害者支援都民センター 望月廣子氏)
17.	2月3日	裁判傍聴のフォローアップ
18.	2月17日	電話相談(相談員として)ロールプレイ(2)
19.	3月3日	電話相談(相談員として)ロールプレイ(3)
20.	3月17日	試験・面接

全国被害者支援ネットワーク・被害者支援都民センター主催「直接的支援セミナー」

- ・平成16年7月20日～23日(於 都民センター) 1名参加
- ・平成17年3月14日～17日(於 都民センター) 2名参加

全国被害者支援ネットワーク「秋期全国研修会」

12月3日(於 中央大学駿河台記念館) 8名が参加

各分科会においてコーディネーターや発表者を務めた。

全国被害者支援ネットワーク「全国犯罪被害者支援フォーラム2004」

12月4日(於 弁護士会館大講堂) 6名が参加

全国被害者支援ネットワーク「春期全国研修会」

平成17年2月9・10日(於 仙台市) 12名が参加

(6) 調査編集委員会

機関紙「i-VAC NEWS」を発行した。

- ・第6号 平成16年9月17日発行
- ・第7号 平成17年3月31日発行

(7) 企画広報委員会

「犯罪被害者支援の日」キャンペーンとして「大好きいばらき県民まつり」に参加

10月23・24日(於 茨城県庁)「安心・安全いきいきフェスティバル」のコーナーに出展。

1000部のパンフレット類を配布し、被害者支援の大切さを広報した。

また、アンケートを行い、約700枚を回収した。結果をまとめてニューズレターに掲載した。

パンフレット類を改訂、増刷した。

賛助会員拡大のための新聞広告を掲載した。(3社)

ミニコミ誌の協力により定期的に電話相談案内が掲載された。

8月4日よりホームページを全面リニューアルし、インターネットによる広報啓発に努めた。
新聞、ラジオ等マスコミの取材が大変多かった。

(8) 財務委員会

「犯罪被害救援基金」より200万円の助成を受けた。

日本財団より500万円の助成を受けた。

茨城県より166万円の補助を受けた。

茨城新聞文化福祉事業団より20万円の助成を受けた。

会社訪問、関係機関・団体を訪問し、賛助会員の拡大に努めた。

(9) 事務局体制の充実

賛助会員拡大のために広報啓発・事務要員としてアルバイトを採用した。

キャビネット、シュレッダー等の設備を充実させ、情報管理をしやすい環境を整えた。

1部屋増設により事務処理等をしやすい環境を整備した。

4 他機関との連携など

(1) 「全国被害者支援ネットワーク」との連携

全国研修会やフォーラムに積極的に参加した。

「直接的支援セミナー」に参加した。

「犯罪被害者支援の日」中央大会に参加した。

「自助グループ立ち上げ研修会」に参加した。

理事会、幹事会、支援策検討委員会、支援活動管理委員会等へ出席した。

(2) 「茨城県被害者支援連絡協議会」との連携

協議会の他機関・団体との連携により支援活動により効果があった。

(3) その他の関係機関との連携

茨城県 安全なまちづくり推進会議委員となる。

茨城県人権施策推進懇話会委員となる。

茨城県健康危機管理対策協議会委員となる。

茨城県少年サポートネットワーク構成機関となる。

第35回水戸市社会福祉大会において、地域の福祉活動に貢献した団体として表彰された。

「茨城県表彰式」に出席した。

常磐大学国際被害者学研究所の依頼を受けて会員ほか関係者に研究所主催の講演会やセミナーについて案内をした。

安全なまちづくりシンポジウムにパネリストとして出席した。

その他多数の機関や団体からの訪問があった。

茨城県警察本部警察学校の「被害者対策専科」、水戸更生保護女性会、水府学院、石川県弁護士会など講師派遣依頼が多数あった

アメリカ合衆国における Rape Crisis Center の活動例

Rape Crisis Center in Daytona Beach (Florida 州) の活動

(1) 施設規模

9 人の専属スタッフと 17 人のボランティア (男性は全部で 3 人) で構成
4 室ほどの一般家屋を利用、特に目立つ看板等はない
家庭的な雰囲気面接室、産婦人科診察室、シャワールームを備えている。
年間のべ 1800 例のカウンセリング、医療サービスを提供したのは 200 例
資金は主に、VOCA による。

(2) プログラムの内容

カウンセリング

対象：性被害のトラウマをうけた個人、夫婦、家族、友人、その他被害者を心理的サポートしてくれる人

・危機カウンセリング

- ・ カウンセラーが 24 時間のクライシスホットラインのもとにに応じてかけつける
- ・ グループ、夫婦、家族カウンセリングは必要に応じて行われる
- ・ 検査へ付き添い、その後もしばらくは付き添う。
- ・ 検査をうける間の心理的サポート、被害者の話を聞き、感情をうけとめる、必要な情報の提供
- ・ すべてカウンセリング費用は無料

長期的な心理的支援

医療サービス

- ・ 性被害の直後に 11 歳以上には無料の医学検査 (受傷の様子等) が行われる。簡易な検査や処置は、センター内の診察室で行う。
- ・ 被害者が警察への通報を選択する場合、法医学的な検査が行われ、証拠の収集も行われる (証拠採取キットは常備)。
- ・ 証拠採取の訓練を受けた看護婦がボランティア登録しており、被害者の求めに応じてけがされる。
- ・ 2、3 週間後の性病の検査や 4、6 週間後の妊娠の検査も行う (HIV については他機関を照会)。

司法サービス

- ・ 州の検察局の被害者支援室と連携。
- ・ 危機カウンセリングとともに、刑事司法における被害者の権利に関する法律上の情報と支援が提供される。

レイプの予防と啓蒙プログラム

- ・ 様々な一般への教育プログラムを行っている、一般的な被害化への可能性を低くする上で重要で

ある。

- ・ 中学生、高校生に対して：知人あるいはデートレイプと見知らぬ人からのレイプについての予防教育
- ・ 年長者へのプログラムは他の被害への啓蒙と一緒にされる、

(3)このようなレイプクライシスセンターのメリット

- ・ 医療、カウンセリング、司法の3つが必須、一つの機関でおこなわれ、被害者に総合的な支援を行うことができる。被害者がいくつも機関を自分で回る必要がない。
- ・ センター内に医療検査室、シャワールーム、カウンセリングルームがあり、被害者は、安心できる環境で検査を受け、被害の痕跡を残さず帰宅できる。
- ・ スタッフからの情報の提供と付き添いにより安心感を提供でき、刑事司法に関連する2次被害を軽減できる。

本人だけでなく本人を保護する家族や友人へのカウンセリングが行われることで、被害者への保護的環境が形成される。